

香川県賃貸住宅供給促進計画【法施行時版】

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項に基づき、香川県賃貸住宅供給促進計画を以下のとおり定める。

1. 区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

（1）住宅確保要配慮者の範囲

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに定める者及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 29 年国土交通省令第 63 号）第 3 条第 1 号から第 10 号までに定める者とする。

（2）住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

① 公的賃貸住宅

住生活基本法第 17 条第 1 項の規定に基づく香川県住生活基本計画に定められた公営住宅の供給の目標量を踏まえ、その他の公的賃貸住宅の供給主体とも連携し、公的賃貸住宅を公平かつ的確に供給する。

② 法第 10 条第 5 項に規定する登録住宅

地域における空き家・空き室を有効活用し、住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅の供給の促進を図る。

2. 目標を達成するために必要な事項

（1）住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

住生活基本法第 17 条第 1 項の規定に基づく香川県住生活基本計画及び香川県営住宅長寿命化計画等を踏まえ、既存の公的賃貸住宅ストックを有効に活用するとともに、公的賃貸住宅の管理等を行う主体間の連携の下で推進する。

（2）住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項

今後検討する。

（3）住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

今後検討する。

3. 計画期間

平成 30 年 10 月 25 日から当分の間とする。